

2013-B					
拠出金・基金の名称		コンピュータ機器廃棄物適正管理事業等拠出金			
種 別		イヤーマーク      ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】 バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局(SBC)					
【所管官庁担当局課・室名】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
<p>当該任意拠出金は、バーゼル条約締約国会議で採択された決議に基づく、条約全体として有害廃棄物等の環境上適正な管理を実施するための各種活動(コンピュータ機器廃棄物適正管理事業、技術専門家による環境上適正な管理に関するフレームワークの策定、有害廃棄物の不法越境移動防止に向けた対策、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関する技術指針の作成・改訂、電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクト等)に対する支援を目的としている。</p>					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千 )	レ ー ト	ODA率(%)
平成25年度	29,776	-	-	円建て	0
平成24年度	10,170	-	-	円建て	0
平成23年度	29,403	-	-	円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
<p>平成25年度においては、我が国の拠出により、「コンピュータ機器廃棄物の環境上適正な管理に関する技術指針」の作成、「環境上適正な管理に関するフレームワーク」策定が行われ、平成25年4月から5月にかけて開催されたバーゼル条約第11回締約国会議において、当該技術文書が採択された。また、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業、有害廃棄物等の越境移動に関するパイロットプロジェクトの実施、「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術指針」(水銀廃棄物技術指針)の改訂等に対して拠出した。特に、水銀廃棄物技術指針について、水銀に関する水俣条約を踏まえた改訂作業への我が国の資金的・技術的支援は、我が国の水銀廃棄物処理技術に係る知見を指針に盛り込み、国際的な展開を行っていく上で、非常に有効であった。今後も、条約における各種プロジェクト等、具体的な成果に直結するような効果的な資金支援を引き続き行っていく。</p>					